

第111回 定時株主総会 招集ご通知

日時：2015年6月24日(水)午前10時
会場：ホテルオークラ東京
本館1階「平安の間」

目 次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
第1号議案 取締役12名選任の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	
I. 野村グループの現況に関する事項	21
II. 株式に関する事項	31
III. 新株予約権等に関する事項	32
IV. 会社役員に関する事項	34
V. 会計監査人に関する事項	39
VI. 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容	40
連結貸借対照表	44
連結損益計算書	45
連結資本勘定変動表	45
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	46
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	47
貸借対照表	48
損益計算書	48
株主資本等変動計算書	49
会計監査人の会計監査報告	50
監査委員会の監査報告	51
株主メモ	54
株主総会会場のご案内	裏表紙

野村ホールディングス株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、消費税率の引き上げ後、日本のGDPが2四半期連続でマイナスとなる中、日本企業の業績は、折からの原油安に加えて、アベノミクスによる円安と米国の堅調な景気を背景として輸出企業を中心に過去最高益を計上するなど、力強い伸びを示しました。また、内外の株式市場では、米国のナスダック総合指数とS&P 500がともに過去最高値を更新し、日経平均株価も1年間の上げ幅が9年振りの大きさとなりました。一方、内外の債券市場では、突発的な市場の急落が散見されるなど、総じて動きの激しい一年でありました。

このような環境の中、今年創立90周年を迎える当社は、長期経営目標「ビジョンC&C」を発表し、2020年までに1株当たり当期純利益（EPS）100円を達成することを目標として掲げました。

このビジョンの実現に向け、どのような環境下であっても、安定的な収益を確保できるよう、お客様のニーズの変化に対応すべく、国内営業部門のビジネスモデルの変革に努め、海外では、リスクカルチャーを徹底した上で、地域間・部門間連携を強化し、当社の強みのある分野への選択と集中を徹底してまいりました。

これらの取組みの結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆6,042億円、当期純利益は2,248億円となり、当期純利益は、2006年3月期以来の高水準となりました。

この結果、EPSは60円（希薄化後）と、2期連続で、当初の目標でありましたEPS50円を達成することができました。引き続き、2020年の長期経営目標であるEPS100円の達成に向けて、全社を挙げて取り組んでまいり所存です。

株主の皆様への配当につきましては、当社の配当方針に基づき、年間の配当金額は1株につき19円とし、前期の17円から2円の増配とさせていただきます。さらに、この5月には、株主の皆様への利益還元策として、自己株式の取得を実施させていただくことを決定いたしております。

野村グループは、引き続き、「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として、国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供し、経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2015年6月



取締役
代表執行役
グループCEO

永井 浩二

(証券コード 8604)

2015年6月1日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村ホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役
グループCEO 永井浩二

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができます**ので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2015年6月23日(火曜日)午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2015年6月24日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 本館1階「平安の間」
(「平安の間」が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第111期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役12名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

※議決権の行使に関する事項

- (1)書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2)電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (3)代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「VII.当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類およびその他添付書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎ 第111期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、剰余金の配当(期末)を1株につき13円とし、2015年6月2日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、54頁の「株主メモ」をご覧ください。

◎ 議決権行使に関するご案内

インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内

電磁的方法により議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネット等による議決権行使方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において行使が可能です。
※バーコード読取機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して
右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセス (いわゆる「なりすまし」) や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更 (新しいパスワードの登録) をお願いいたします。
- (4) 議決権行使は、株主総会前日 (2015年6月23日 (火曜日)) 午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット等の利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネット等による議決権行使ができない場合もございます。
*「QRコード」は(株)デンソーウェブの商標または登録商標です。

議決権行使サイトに関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 (受付 9:00 ~ 21:00) 0120-173-027 (通話料無料)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の社外取締役候補者1名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。12名の候補者のうち、7名は社外取締役候補者であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、永井浩二および吉川淳の2名であります。

取締役候補者は次のとおりです。

1. <small>こ が のぶ ゆき</small> 古賀信行 (1950年8月22日生)	非業務執行取締役 重任
	1974年 4月 当社入社 1995年 6月 当社取締役 1999年 4月 当社常務取締役 2000年 6月 当社取締役副社長 2001年10月 当社取締役副社長（兼 野村証券(株)取締役副社長） 2003年 4月 当社取締役社長（兼 野村証券(株)取締役社長） 2003年 6月 当社取締役兼執行役社長（兼 野村証券(株)取締役兼執行役社長） 2008年 4月 当社取締役兼代表執行役（兼 野村証券(株)取締役兼執行役会長） 2008年 6月 野村証券(株)取締役兼執行役会長 2011年 6月 当社取締役会長（兼 野村証券(株)取締役会長）（現任）
取締役会長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	(重要な兼職状況)
	野村証券(株)取締役会長 神奈川開発観光(株)代表取締役社長
	(取締役候補者とした理由)
	同氏は、当社取締役社長、野村証券(株)取締役社長等を歴任し、2011年より当社取締役会長を務めており、また、日本経済団体連合会副会長および日本証券業協会副会長を現任しております。 野村グループの業務のみならず、証券業界の慣習にも精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の運営が円滑に行われることを期待し、取締役候補者としたしました。
	同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

2.

なが い こう じ
永 井 浩 二
(1959年1月25日生)

執行役兼務

重任

所有株式数：普通株式 153,500株



取締役
代表執行役
グループCEO

1981年 4月 当社入社
2003年 4月 野村証券(株)取締役
2003年 6月 同社執行役
2007年 4月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務(執行役員)
2009年 4月 同社執行役兼専務(執行役員)
2011年 4月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年 4月 当社執行役員(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
2012年 8月 当社代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)(現任)

(重要な兼職状況)

野村証券(株)取締役兼代表執行役社長

(取締役候補者とした理由)

同氏は、野村証券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2012年より当社代表執行役グループCEO(2013年より取締役兼務)を務めております。
当社の取締役会は、大半が社外取締役を含む業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執行の状況や会社の内情を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制(指名委員会等設置会社)を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役(非業務執行取締役)はこれを行っておらず、主に監督機能を担っております。



取締役
代表執行役
グループCOO

1978年 4月 当社入社
 2000年 6月 当社取締役
 2001年10月 野村証券(株)取締役
 2003年 6月 同社執行役
 2004年 4月 当社執行役(兼 野村アセットマネジメント(株)常務執行役)
 2005年 4月 当社執行役(兼 野村アセットマネジメント(株)専務執行役)
 2006年 4月 野村アセットマネジメント(株)専務執行役
 2008年 4月 同社取締役兼執行役社長
 2008年10月 当社執行役
 (兼 野村アセットマネジメント(株)取締役、執行役社長兼CEO)
 2011年 6月 当社専務(執行役員)
 (兼 Nomura Holding America Inc. CEO兼社長)
 2011年10月 当社専務(執行役員)
 (兼 Nomura Holding America Inc. CEO兼社長、Nomura Securities International Inc. 会長兼CEO)
 2012年 8月 当社代表執行役グループCOO
 2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCOO
 2014年 4月 当社取締役兼代表執行役グループCOO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役)
 (現任)

(重要な兼職状況)

野村証券(株)取締役兼代表執行役
 Nomura Holding America Inc. 会長

(取締役候補者とした理由)

同氏は、米州地域の持株会社や証券子会社のCEO等を歴任し、2012年より当社代表執行役グループCOO(2013年より取締役兼務)を務めております。
 当社の取締役会は、大半が社外取締役を含む業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執行の状況や会社の内情を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

4.

すず き ひろ ゆき
鈴木 裕之

(1959年2月3日生)

非業務執行取締役

重任

所有株式数：普通株式 77,100株



取締役
監査委員

1982年 4月 当社入社
2005年 4月 野村証券(株)執行役
2008年10月 当社執行役員
2008年12月 野村証券(株)執行役員
2009年 4月 同社常務(執行役員)
2010年 6月 当社常務(執行役員) (兼 野村証券(株)執行役兼常務(執行役員))
2011年 4月 当社常務(執行役員) (兼 野村証券(株)専務(執行役員))
2013年 4月 当社顧問
2013年 6月 当社取締役(現任)

(重要な兼職状況)

野村アセットマネジメント(株)社外取締役

(取締役候補者とした理由)

同氏は、当社常務(執行役員)や野村証券(株)専務(執行役員)等を歴任し、2013年より当社取締役(監査委員)を務めております。

野村グループの業務に精通した同氏を常勤の監査委員とすることにより、監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、取締役候補者といたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。



取締役

1997年 2月 Nomura International plc入社
 1999年 7月 同社欧州リスクマネジメントヘッド
 2005年 3月 同社チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO)
 2007年 8月 同社退社
 2008年11月 当社執行役員 チーフ・リスク・オフィサー (CRO)
 2011年 1月 当社執行役員 リスク・アンド・レギュラトリーアフェアーズ
 バイス・チェアマン
 2011年 4月 当社副会長 (執行役員)
 2011年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職状況)

Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター
 Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター

(取締役候補者とした理由)

同氏は、当社副会長 (執行役員) やチーフ・リスク・オフィサー (CRO) 等を歴任し、2011年より当社取締役を務めております。
 同氏の経験と専門性を活かし、リスク管理に関する取締役会の監督機能が強化されることを期待し、取締役候補者といたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者(候補者番号6~12)】

社外取締役候補者7名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)に指定しております。

ご参考：野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・当社の業務執行者(*1)が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先(*2)の業務執行者

③ 当社の主要な取引先(*3)の業務執行者(パートナー等を含む)

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金(*4)を当社より受領している団体の業務を執行する者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①~⑤に掲げる者

(注)

*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上



社外取締役
指名委員
報酬委員

在任年数：7年

取締役会への出席状況：
10回／10回

1963年 4月 (株)小松製作所入社
2001年 6月 同社代表取締役社長
2003年 6月 同社代表取締役社長兼CEO
2007年 6月 同社代表取締役会長
2008年 6月 当社社外取締役(現任)
2010年 6月 (株)小松製作所取締役会長
2013年 4月 同社取締役相談役
2013年 6月 同社相談役(現任)

(重要な兼職状況)

(株)小松製作所相談役	東京エレクトロン(株)社外取締役
旭硝子(株)社外取締役	武田薬品工業(株)社外取締役
鹿島建設(株)社外取締役(予定)	野村証券(株)社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、経営についての豊富な経験を有しており、(株)小松製作所代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、第111期中に開催された指名委員会5回および報酬委員会2回のすべてに出席しております。

7. くさ草 かり刈 たか隆 お郎

(1940年3月13日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役
指名委員
報酬委員

在任年数：4年

取締役会への出席状況：
10回／10回

- 1964年 4月 日本郵船(株)入社
- 1999年 8月 同社代表取締役社長
- 2002年 4月 同社代表取締役社長経営委員
- 2004年 4月 同社代表取締役会長経営委員
- 2006年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員
- 2009年 4月 同社取締役・相談役
- 2010年 6月 同社相談役
- 2011年 6月 当社社外取締役(現任)
- 2015年 4月 日本郵船(株)特別顧問(現任)

(重要な兼職状況)

日本郵船(株)特別顧問
野村証券(株)社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、経営についての豊富な経験を有しており、日本郵船(株)代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、第111期中に開催された指名委員会5回および報酬委員会2回のすべてに出席しております。



社外取締役
監査委員 (委員長)

在任年数：7年

取締役会への出席状況：
10回／10回

1969年 4月 堀江・森田共同監査事務所入所
1970年 6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所
1974年 11月 公認会計士登録
1991年 5月 監査法人朝日新和会計社代表社員
1993年 6月 太田昭和監査法人 (新日本監査法人 (現、新日本有限責任監査法人)) 代表社員
2000年 5月 国際会計士連盟会長
2004年 7月 日本公認会計士協会会長
2007年 6月 新日本監査法人退職
2007年 7月 日本公認会計士協会相談役 (現任)
2008年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職状況)

住友商事(株)社外監査役	武田薬品工業(株)社外監査役
住友生命保険(相)社外取締役	(株)セブン&アイ・ホールディングス社外監査役
野村証券(株)社外取締役	

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しており、国際会計士連盟会長、日本公認会計士協会会長、国際会計基準委員会財団評議員等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、第111期中に開催された監査委員会19回のすべてに出席しております。

(独立性に関する補足事項)

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の代表社員を務めておりました。

同氏は、新日本有限責任監査法人を退職後、既に8年が経過しており、退職後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与しておらず、また、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したこともありません。当社は、同氏の経歴は、当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

9.

かねもととしのり
兼元俊徳

(1945年8月24日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役
監査委員

在任年数：4年

取締役会への出席状況：
10回／10回

- 1968年 4月 警察庁入庁
- 1992年 4月 熊本県警察本部長
- 1995年 8月 警察庁国際部長
- 1996年10月 国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁
- 2000年 8月 警察大学校長
- 2001年 4月 内閣官房 内閣情報官
- 2007年 1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
- 2007年 2月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセル (現任)
- 2011年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職状況)

シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセル JXホールディングス(株)社外監査役
日本テレビホールディングス(株)社外監査役 (予定) (株)リケン社外取締役 (予定)
野村証券(株)社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、警察庁国際部長、国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁、内閣情報官等を歴任した後、現在は弁護士として高度な専門性を有して活躍され、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。
同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は、第111期中に開催された監査委員会19回のすべてに出席しております。

10. Clara Furse [クララ・ファース]

(1957年9月16日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役

在任年数：5年

取締役会への出席状況：
10回／10回

1983年 2月 Phillips & Drew (現、UBS)入社
1990年 6月 London International Financial Futures Exchange (LIFFE)
ノン・エグゼクティブ・ディレクター
1997年 6月 LIFFE デピュティ・チェアマン
1998年 5月 Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティブ
2001年 1月 London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ
2010年 6月 当社社外取締役(現任)
2013年 4月 Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー(現任)

(重要な兼職状況)

Amadeus IT Holding, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー
Vodafone Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、金融ビジネスについての豊富な経験を有しており、ロンドン証券取引所グループの最高経営責任者(チーフ・エグゼクティブ)等を歴任され、2008年には英国の勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

11. Michael Lim Choo San [マイケル・リム]

社外取締役・独立役員

重任

(1946年9月10日生)

所有株式数：普通株式 0株



社外取締役

在任年数：4年

取締役会への出席状況：
10回／10回

- 1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所
- 1992年 1月 同所 マネージング・パートナー
- 1998年 10月 The Singapore Public Service Commission メンバー (現任)
- 1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン
- 2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン (現任)
- 2004年 9月 Olam International Limited インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2011年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2011年 11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン (現任)
- 2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン (現任)

(重要な兼職状況)

- Land Transport Authority of Singapore チェアマン
- Olam International Limited インディペンデント・ディレクター
- Nomura Asia Holding N.V. ディレクター
- Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、プライスウォーターハウスクーパース (シンガポール) の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。



1976年 4月 日本専売公社（現 日本たばこ産業(株)）入社
1999年 6月 同社取締役
2001年 6月 同社取締役退任
2005年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社代表取締役社長
2012年 6月 同社取締役会長
2014年 6月 同社特別顧問（現任）

（重要な兼職状況）

日本たばこ産業(株)特別顧問
旭硝子(株)社外取締役

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、経営についての豊富な経験を有しており、日本たばこ産業(株)代表取締役社長や取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

注3：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、社外取締役候補者 坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起、兼元俊徳、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者 木村宏氏が取締役を選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注5：取締役候補者 鈴木裕之およびDavid Bensonの各氏の重任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は各氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注6：当社子会社である野村証券(株)は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、2012年8月、金融庁から業務改善命令を受けました。同社は、法人関係情報の社内外における伝達方法や情報管理体制の見直し等の改善策について、同年12月末までにすべての施策を実施いたしました。同社の社外取締役を兼務する社外取締役候補者坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起および兼元俊徳の各氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点からの発言を行っており、改善策を定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行っております。

注7：社外取締役候補者 草刈隆郎氏は、2010年6月まで日本郵船(株)の取締役を務めておりました。同社は、2014年3月、2008年1月から2012年9月までの間の特定自動車運送業務に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は2014年12月、1997年2月から2012年9月までの間の自動車の海上輸送に関して、米国独占禁止法に違反する行為があったとして、米国司法省との間で司法取引に合意しました。

(ご参考)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	古賀 信行 (委員長)	坂根 正弘	草刈 隆郎
報酬委員会	古賀 信行 (委員長)	坂根 正弘	草刈 隆郎
監査委員会	藤沼 亜起 (委員長)	兼元 俊徳	木村 宏 鈴木 裕之

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会社法における「委員会設置会社」の名称変更に伴う変更

2015年5月1日に、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます）が施行され、指名・報酬・監査の3委員会を置く会社の名称が、従来の「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと変更されております。

これに伴い、当社定款第5条に所要の変更を行います。

(2) 責任限定契約に関する規定の変更

改正会社法では、自ら業務執行を行わず、もっぱら経営に対する監督・監査を行う取締役は、会社との間で責任限定契約を締結することが認められました。これに伴い、有用な人材の登用・招聘の観点から、当社定款第33条に所要の変更を行います。

なお、本変更を株主総会に提出することについては、監査委員全員の同意を得ております。

(3) 剰余金の配当の基準日の変更

現在、当社定款第44条では、剰余金の配当の基準日を6月30日、9月30日、12月31日、3月31日の年4回と定めております。一方で、当社は、剰余金の配当は原則として9月30日および3月31日を基準日とする年2回とすることを基本方針としております。

定款の規定を上記の方針に合致させるため、当社定款第44条に所要の変更を行います。

2. 変更の内容

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は委員会設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>6月30日、9月30日、12月31日、3月31日</u>とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>3. (略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>9月30日、3月31日</u>とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

以上

第111期 事業報告

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

I. 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益 (EPS) を重視し、当該指標の持続的改善を図るものといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、グローバルに連携された部門を中心として行われております。野村グループのビジネスは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されており、それぞれの部門において専門性の向上とビジネスの推進・拡大を図るとともに、地域および部門間の連携を強化することでグループとしてのビジネスの総和を極大化してまいります。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期の世界経済は、緩やかな回復基調となりました。米国では、量的金融緩和が縮小・終了される中、個人消費や雇用情勢は堅調に推移しました。欧州は欧州中央銀行(ECB)の一連の金融緩和政策等を受け、2014年にプラス成長に転じました。また、中国を除くアジア新興国は安定した成長を続けました。総じて株式市場は活況を呈し、主要市場に見る株価指数は期初に対し概ね上昇しました。

一方、日本経済は、年度前半は4月に実施された消費税率引き上げの影響から、個人消費や設備投資といった民間需要は停滞したものの、10月に日本銀行が予期されていなかった追加金融緩和政策を決定したことや海外景気の拡大、円安の進行や原油価格の下落などによる国内経済への期待などを受け、実質GDP成長率が10-12月期には前四半期比でプラスに転じました。東証株価指数 (TOPIX) は、2014年3月末の1,202.89ポイントから期末には1,543.11ポイントに、また日経平均株価も2014年3月末の14,827.83円から期末には19,206.99円に上昇しました。前期末1ドル103円台で終わった円ドル相場は、年度半ばまで横這い圏での推移が続いたものの、年度後半には一時1ドル121円台に達し、その後も120円を挟んだ展開となっております。一方、国債利回りは低下傾向を辿り、期初には0.6%台であった新発10年国債利回りは、2015年1月には0.195%と過去最低を更新しました。

金融規制に関しては、金融庁が2015年3月にはバーゼル3 (金融機関に対する自己資本等に関する規制) に係るレバ

レッジ比率に関する告示の適用を開始するなど、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革が具現化され段階的に導入される過程にあり、引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このような環境下、野村グループでは、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様にとって付加価値の高い商品・サービスを提供できるよう努め、収益の拡大に向けて取り組んでまいりました。営業部門ではコンサルティング営業を実践し、アセット・マネジメント部門では運用資産の拡大および運用パフォーマンスの向上に努めました。また、ホールセール部門では地域間、ビジネス間での連携強化を図り、収益基盤の拡大を進めてまいりました。

その結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して3.0%増の1兆6,042億円、金融費用以外の費用は同5.2%増の1兆2,574億円となりました。税引前当期純利益は3,468億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,248億円となり、米国会計基準の適用を開始した2002年3月期以降、2006年3月期に次ぐ高水準となりました。株主資本利益率（ROE）は8.6%となり、また、当期のEPS^(注)は前期の55.81円から60.03円となっております。なお、2015年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり13円とし、年間での配当は1株につき19円といたしました。

(注)希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

連結経営成績

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	15,571	16,042	3.0
金融費用以外の費用計	11,955	12,574	5.2
税引前当期純利益	3,616	3,468	△4.1
法人所得税等	1,452	1,208	△16.8
当期純利益	2,164	2,260	4.4
差引：非支配持分に帰属する 当期純利益	29	12	△58.2
当社株主に帰属する 当期純利益	2,136	2,248	5.2
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率（ROE）	8.9%	8.6%	-

(2)セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報（セグメント合計）

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	15,463	15,795	2.1
金融費用以外の費用計	11,955	12,574	5.2
税引前当期純利益	3,509	3,221	△8.2

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比2.1%増の1兆5,795億円、金融費用以外の費用は同5.2%増の1兆2,574億円、税引前当期純利益は同8.2%減の3,221億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	5,119	4,765	△6.9
金融費用以外の費用計	3,199	3,147	△1.6
税引前当期純利益	1,920	1,618	△15.7

収益合計(金融費用控除後)は、前期比6.9%減の4,765億円、また、金融費用以外の費用は同1.6%減の3,147億円となりました。税引前当期純利益は同15.7%減の1,618億円となり、日本銀行の大胆な金融緩和により活況を呈した昨年度と比べると減速しておりますが、2002年3月期以降で3番目に高い水準を確保しております。

お客様一人ひとりの多様化するニーズに対し適切なコンサルティングを行い、サービスや商品ラインナップを提供してまいりました。その結果、投資信託の販売額や投資一任契約額が源泉となる年換算したストック収入は720億円となり、2016年3月期の目標である696億円を今期に前倒して達成いたしました。お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の91.7兆円から109.5兆円に増加し、過去最高水準を更新しております。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	805	924	14.8
金融費用以外の費用計	534	603	12.9
税引前当期純利益	271	321	18.4

収益合計(金融費用控除後)は、前期比14.8%増の924億円となりました。また、金融費用以外の費用は同12.9%増

の603億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同18.4%増の321億円で、増収増益となりました。

投資信託ビジネスでは、株式投資信託を中心に資金が流入したことやマーケット環境の改善を受けて、運用資産残高が増加しました。お客様のニーズに応じた新ファンドを提供するとともに、既存ファンドの残高拡大に取組み、インフラ関連株式・グローバル高配当株式等に投資するファンドやファンドラップ向けのファンド等の運用資産が拡大しました。上場投資信託(ETF)では、伝統的な指数連動型に加え、JPX日経インデックス400や日経平均レバレッジ・インデックス等に連動する特徴ある商品が注目されました。投資顧問ビジネスでは、日本株や海外債券を中心に海外顧客からの運用の受託が増加しました。その結果、2015年3月末の運用資産残高は前期末比8.5兆円増の39.3兆円となりました。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	7,651	7,899	3.2
金融費用以外の費用計	6,533	7,077	8.3
税引前当期純利益	1,118	822	△26.5

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

上半期のホールセール部門においては堅調な収益を確保いたしました。下半期においては、特に10月には金利の急激な低下やボラティリティの急上昇によりトレーディング環境

が大幅に悪化し、欧州や米州で苦戦しましたが、第4四半期で収益は大幅に改善しました。地域別では、日本およびアジアが部門業績に大きく貢献しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は前期比3.2%増の7,899億円となりました。金融費用以外の費用は、効率性向上の施策を通じて費用削減に努めたものの円安進行の影響を受け、同8.3%増の7,077億円となり、税引前当期純利益は同26.5%減の822億円となりました。

グローバル・マーケット

グローバル・マーケットの収益は前期比で増収となりました。世界的な金融緩和や株高の継続を背景に、対顧客取引の拡大ならびに顧客基盤の拡充から、堅調な収益を確保いたしました。フィクスト・インカム関連ビジネスは、第3四半期に著しく金利が変動したこと等により、一時的に減収となりましたが、第4四半期に大幅に改善し、前期比でプラスを確保しました。エクイティ関連ビジネスは、市場の活況に伴い、年間を通して安定的に収益を積み上げました。地域別では、好調な日本とアジアが前期比で大幅増収となり、欧州と米州の減速を下支えました。

インベストメント・バンキング

インベストメント・バンキングでは、日本における安定的な収益基盤を維持するとともに、海外でビジネスを拡大し収益に貢献しました。日本では、前期と比べ資金調達等が低調となる中、マーケット・シェアの拡大やM&Aおよびファイナンスに付随する為替・金利取引等のソリューション・ビジネスの拡大を図りました。海外では、戦略的に拡大を図っている米州を

中心に実績を積み上げ収益は拡大しました。地域間や部門間の連携を促進するとともに、グローバル化するお客様のニーズに応えるように努めた結果、案件規模1兆円超となる大型M&A案件やM&Aの複合化案件を多数獲得しております。

その他

	(単位：億円)		(%)
	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	第111期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計（金融費用控除後）	1,888	2,208	16.9
金融費用以外の費用計	1,689	1,748	3.5
税引前当期純利益	200	460	130.0

収益合計（金融費用控除後）は前期比16.9%増の2,208億円、また、金融費用以外の費用は同3.5%増の1,748億円、税引前当期純利益は同130.0%増の460億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村証券およびノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が調達主体となり、外部借入や起債などを行っております。また、保有資産の流動性や使用通貨に合わせた資金調達により、調達構造の最適化を図っております。

当期において、当社は合計500億円の国内無担保社債を発行いたしました。加えてノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.は2014年11月に7.5億ユーロのユーロ建普通社債を発行いたしました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、リテール営業のビジネスモデルの変革に貢献するためのシステム投資を実施いたしました。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取り組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項目 \ 期別	第108期 (2011.4.1~2012.3.31)	第109期 (2012.4.1~2013.3.31)	第110期 (2013.4.1~2014.3.31)	第111期 (2014.4.1~2015.3.31)
収益合計	18,518億円	20,799億円	18,318億円	19,306億円
収益合計(金融費用控除後)	15,359億円	18,136億円	15,571億円	16,042億円
税引前当期純利益	850億円	2,377億円	3,616億円	3,468億円
当社株主に帰属する 当期純利益	116億円	1,072億円	2,136億円	2,248億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	3.18円	29.04円	57.57円	61.66円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	3.14円	28.37円	55.81円	60.03円
総資産	356,973億円	379,424億円	435,203億円	417,832億円
当社株主資本合計	21,072億円	22,944億円	25,137億円	27,078億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、様々な環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益(EPS)を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおります。引き続き、ビジネスモデルの変革を通じた営業部門の強化と海外におけるグローバル・マーケットとインベストメント・バンキングの協業推進による収益力の強化を進め、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

アジアに軸足を置くグローバルな金融機関として、自己資本や流動性に関する世界標準であるバーゼル規制の段階的導入や新たな変更に取り組みしてまいります。欧米を中心にデリバティブ等の市場関連規制の導入も予定されており、規制全体の金融市場や競争環境に与える影響を絶えず検証しつつ確実に対応してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、コンサルティング営業の実践により、お客様のお考えをしっかりとヒアリングし、多様化するお客様のご要望やニーズに寄り添い、的確にお応えする

ことのお客様の満足度の向上を図ります。対面営業、インターネット、コールセンターなどを通じて提供する商品やサービスの拡充により、質の高いソリューションを提供していくことで、野村グループが、お客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える商品ラインナップの拡充を図り、投資顧問ビジネスにおいては、内外の機関投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努め、世界の投資家から厚く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、お客様への付加価値の高い商品やソリューションの提供に取り組んでおります。引き続き、フィクスト・インカムとエクイティの商品の枠組みを超えた、総合的なサービス向上をさらに進めてまいります。

インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダー M&A

や国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随するソリューション・ビジネスについてもグローバルな体制整備を一段と進めてまいります。

ホールセール部門では、お客様のニーズにお応えするために、これら複数のビジネスおよび地域をまたいだ連携が一層重要になっております。特に、野村グループが地理的にも優位性を持つアジア地域をはじめ、今後のグローバルな経済成長のためにグループの総合力を発揮するよう努めてまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

リスクマネジメントについては、財務の健全性の確保や企業価値の向上に向け、グローバルなビジネスの拡大に対応したリスク管理態勢の一層の高度化が求められております。野村グループは、許容すべきリスクの内容についてリスク・アピタイト・ステートメントとして定めています。その上で、経営トップ自らがリスクマネジメントに積極的に関与し、的確な判断を下すリスク管理態勢の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

当社子会社である野村証券における、2012年の一連の公募増資にかかる課徴金勧告事案については、同年6月29日に公表した改善策を全て実施しております。改善策を定着させ有効に機能させることにより、再発防止および信頼回復に努めてまいりました。今後も、本事案の記憶を風化させることなく、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。3部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業別セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で構成されております。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社(東京)

野村証券株式会社 本支店(計159店)

東京都 35店 関東地方(東京都を除く) 37店

北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 16店

近畿地方 28店 中国地方 9店

四国地方 4店 九州・沖縄地方 12店

野村アセットマネジメント株式会社(東京、大阪、福岡)

野村信託銀行株式会社(東京、大阪)

野村ファシリティーズ株式会社(東京)

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(東京)

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC(イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

(3) 使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)
28,672	1,002(増)

(注)1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

(4)重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村証券株式会社	東京都 中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都 中央区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都 千代田区	300億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東京都 中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東京都 千代田区	1,517億75百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	49億3,896万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	36億5,000万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	16億7,149万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億1,070万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	75億2,279万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	83億181万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	5億6,133万米ドル	100%*	金融業
ノムラ・キャピタル・マーケッツLIMITED	イギリス・ロンドン市	31億2,320万米ドル	100%	金融業
ノムラ・アジア・ホールディングN.V.	オランダ・アムステルダム市	1,399億82百万円	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED	香港	1,527億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

- (注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社(主にアメリカを所在地とする会社)につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,003社、持分法適用会社は、株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金 短期借入金	398,897 24,020
株式会社みずほ銀行	長期借入金 短期借入金	361,055 30,025
株式会社三井住友銀行	長期借入金	390,100
株式会社りそな銀行	長期借入金	50,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	152,010
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	100,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	35,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	42,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	30,000
農林中央金庫	長期借入金	54,045
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	34,020
日本生命保険相互会社	長期借入金	33,015

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回(基準日: 9月30日、3月31日)といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。自己株式の取得枠の設定を決定

した場合には、速やかに公表し、当社の運営方針に従って実行してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2014年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり6円をお支払いいたしました。2015年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり13円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき19円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
2014年10月28日 取締役会	2014年 9月30日	21,848	6.00
2015年4月30日 取締役会	2015年 3月31日	46,800	13.00

II. 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株
各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,822,562,601株

3. 株主数 440,233名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率	
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	148,073	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	145,364	4.0
ザバンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌバイ 10	49,865	1.4
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	46,849	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	41,992	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	41,966	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	41,815	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	41,747	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	41,340	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	41,210	1.1

(注) 1. 当社は、2015年3月31日現在、自己株式を222,555千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 155,232,995株

取得価額の総額 104,046,958千円

うち、取締役会決議により買い受けた株式

普通株式 155,198,700株

取得価額の総額 104,023,684千円

買受けを必要とした理由

ストック・オプション(新株予約権)の行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 処分した株式

普通株式 36,461,551株
処分価額の総額 24,226,754千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式 222,555,702株

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2015年5月19日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類および総数

普通株式 2,500万株 (上限)

(3) 取得価額の総額 200億円 (上限)

(4) 取得期間 2015年5月20日から2015年7月28日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付け

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第19回	2008. 4.23	403個	40,300株	2010. 4.24～2015. 4.23	1円
第20回	2008. 6.23	159個	15,900株	2010. 6.24～2015. 6.23	1円
第21回	2008. 6.23	899個	89,900株	2010. 6.24～2015. 6.23	1円
第22回	2008. 8. 5	1,100個	110,000株	2010. 8. 6～2015. 8. 5	1,292円
第23回	2008. 8. 5	18,620個	1,862,000株	2010. 8. 6～2015. 8. 5	1,292円
第28回	2009. 4.30	2,128個	212,800株	2011. 5. 1～2016. 4.30	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第29回	2009. 6.16	833個	83,300株	2011. 6.17～2016. 6.16	1円
第30回	2009. 6.16	2,353個	235,300株	2011. 6.17～2016. 6.16	1円
第31回	2009. 8. 5	1,560個	156,000株	2011. 8. 6～2016. 8. 5	734円
第32回	2009. 8. 5	21,920個	2,192,000株	2011. 8. 6～2016. 8. 5	734円
第34回	2010. 5.18	9,359個	935,900株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第35回	2010. 5.18	8,371個	837,100株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第37回	2010. 7.28	19,564個	1,956,400株	2012. 4.30～2017. 4.29	1円
第38回	2010. 7.28	6,949個	694,900株	2013. 4.30～2018. 4.29	1円
第39回	2010.11.16	18,886個	1,888,600株	2012.11.16～2017.11.15	478円
第40回	2011. 6. 7	12,829個	1,282,900株	2012. 5.25～2018. 5.24	1円
第41回	2011. 6. 7	20,580個	2,058,000株	2013. 5.25～2018. 5.24	1円
第42回	2011. 6. 7	37,294個	3,729,400株	2014. 5.25～2018. 5.24	1円
第43回	2011.11.16	17,871個	1,787,100株	2013.11.16～2018.11.15	299円
第44回	2012. 6. 5	13,284個	1,328,400株	2013. 4.20～2018. 4.19	1円
第45回	2012. 6. 5	26,195個	2,619,500株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第46回	2012. 6. 5	121,339個	12,133,900株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第47回	2012. 6. 5	47,811個	4,781,100株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	47,576個	4,757,600株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	16,493個	1,649,300株	2015.10.20～2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	16,479個	1,647,900株	2016.10.20～2022. 4.19	1円
第51回	2012.11.13	22,279個	2,227,900株	2014.11.13～2019.11.12	298円
第52回	2013. 6. 5	19,199個	1,919,900株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第53回	2013. 6. 5	67,274個	6,727,400株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第54回	2013. 6. 5	66,964個	6,696,400株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第55回	2013.11.19	26,987個	2,698,700株	2015.11.19～2020.11.18	838円
第56回	2014. 6. 5	85,546個	8,554,600株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第57回	2014. 6. 5	85,220個	8,522,000株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第58回	2014. 6. 5	84,586個	8,458,600株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第59回	2014. 6. 5	46,289個	4,628,900株	2015. 3.31～2020. 3.30	1円
第60回	2014. 6. 5	45,965個	4,596,500株	2016. 3.31～2021. 3.30	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第61回	2014. 6. 5	91,949個	9,194,900株	2017. 3.31~2022. 3.30	1円
第62回	2014.11.18	27,271個	2,727,100株	2016.11.18~2021.11.17	747円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は期末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第18回、第24回ないし第27回、第33回および第36回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

新株予約権の名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第21回	79個	1人	-	-
第22回	50個	1人	40個	2人
第23回	480個	8人	-	-
第29回	-	-	60個	2人
第30回	180個	1人	-	-
第31回	250個	3人	40個	2人
第32回	380個	6人	-	-
第35回	288個	1人	-	-
第40回	545個	2人	-	-
第41回	602個	3人	-	-
第42回	742個	5人	-	-
第44回	207個	4人	-	-
第45回	235個	5人	-	-
第46回	487個	6人	-	-
第47回	293個	6人	-	-
第48回	292個	6人	-	-
第52回	776個	6人	-	-
第53回	1,436個	9人	-	-

新株予約権の名称	取締役および執行役(社外取締役を除く)		社外取締役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第54回	1,432個	9人	-	-
第56回	1,192個	8人	-	-
第57回	1,189個	8人	-	-
第58回	1,181個	8人	-	-
第59回	563個	6人	-	-
第60回	560個	6人	-	-
第61回	1,117個	6人	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数は期末日現在の数であります。
2. 2010年より、社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	当社使用人(当社の取締役または執行役を兼ねている者を除く)		当社の子会社の取締役、執行役および使用人(当社の取締役、執行役または使用人を兼ねている者を除く)	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第56回	5,512個	17人	80,031個	969人
第57回	5,509個	17人	79,702個	969人
第58回	5,500個	17人	79,065個	969人
第59回	5,060個	19人	40,747個	167人
第60回	5,034個	19人	40,449個	167人
第61回	10,076個	19人	80,912個	167人
第62回	-	-	27,285個	1,280人

(注) 新株予約権の数は交付日現在の数であります。

4. その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年5月18日、当社はストック・オプションの目的で2015年6月5日を割当日として、第63回から第67回新株予約権を当社の取締役、執行役および使用人等ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人等に発行することを決議いたしました。発行される新株予約権の総数は264,640個で、その目的である普通株式は26,464,000株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
古賀 信行	取締役会長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	野村証券株式会社取締役会長* 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	野村証券株式会社取締役兼代表執行役社長*
吉川 淳	取締役 代表執行役 グループCOO	野村証券株式会社取締役兼代表執行役* Nomura Holding America Inc.会長*
坂根 正弘	社外取締役 指名委員 報酬委員	株式会社小松製作所相談役 東京エレクトロン株式会社社外取締役 旭硝子株式会社社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役 野村証券株式会社社外取締役*
草刈 隆郎	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本郵船株式会社相談役 野村証券株式会社社外取締役*
藤沼 亜起	社外取締役 監査委員(委員長)	住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役 野村証券株式会社社外取締役*
兼元 俊徳	社外取締役 監査委員	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセル JXホールディングス株式会社社外監査役 野村証券株式会社社外取締役*
鈴木 裕之	取締役 監査委員	野村信託銀行株式会社社外取締役* 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役*
Clara Furse [クララ・ファース]	社外取締役	Amadeus IT Holding, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター Bank of England Financial Policy Committee 外部メンバー Vodafone Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Land Transport Authority of Singapore チェアマン Olam International Limited インディペンデント・ディレクター Nomura Asia Holding N.V. ディレクター* Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン*
David Benson [デイビッド・ベンソン]	取締役	Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター* Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター*

(注)1. 期末日現在の状況を記載しております。

2. 取締役 坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起、兼元俊徳、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3. 監査委員(委員長)である取締役 藤沼亜起は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. *の記載がある会社は当社の100%子会社(間接所有を含む。)です。

5. 社外取締役の兼職先(*を除く)と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員活動の状況)

氏名	主な活動状況
坂根正弘	当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員会5回および報酬委員会2回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
草刈隆郎	当事業年度に開催された取締役会10回、指名委員会5回および報酬委員会2回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
藤沼亜起	当事業年度に開催された取締役会10回および監査委員会19回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
兼元俊徳	当事業年度に開催された取締役会10回および監査委員会19回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Clara Furse [クララ・ファース]	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、ロンドン証券取引所の経営にも携わった金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、社外取締役6名全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

3. 執行役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	[1. 取締役の状況]参照
吉川 淳	取締役 代表執行役 グループCOO	[1. 取締役の状況]参照
尾崎 哲	執行役 ホールセール部門CEO	野村証券株式会社代表執行役副社長
森田 敏夫	執行役 営業部門CEO	
渡邊 国夫	執行役 アセット・マネジメント部門CEO	野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役社長
永松 昌一	執行役 コーポレート統括	野村証券株式会社執行役 専務 野村信託銀行株式会社社外取締役 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役
柏木 茂介	執行役 財務統括責任者(CFO)	野村証券株式会社執行役 専務

(注) 期末日現在の状況を記載しております。

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(注1)	基本報酬等(注2)	賞与	当事業年度以前の繰延報酬(注3)	合計
取締役 (うち、社外)	9名 (6名)	285百万円 (144百万円)	46百万円 (—)	103百万円 (—)	433百万円 (144百万円)
執行役	7名	501百万円	273百万円	646百万円	1,420百万円
合計	16名	786百万円	319百万円	749百万円	1,853百万円

(注) 1. 期末日現在の人員は、取締役9名、執行役7名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. 基本報酬等の額786百万円には、その他の報酬(通勤定期券代)として支給された報酬40万円が含まれております。

3. 当事業年度以前に付与された繰延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。

4. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計57百万円支給しております。

5. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらし、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

① 野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。

- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

② 会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③ リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。

- ・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	858百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,375百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任します。
- (2) その他監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備に ついての決議の内容

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の改正(2015年5月1日付)を決議いたしました。当該決議の内容は、以下のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制(以下「内部統制システム」という)を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき行動規範として「野村グループ倫理規程」を定め、これを徹底させるものとする。

〈I. 監査委員会に関する事項〉

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1)取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2)監査委員会の職務を補助するため、グループ監査業務室を置く。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。グループ監査業務室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

2. 野村グループの監査体制

- (1)当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2)監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1)監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2)監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、

期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。

- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

4. 内部監査部門との連携

- (1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈Ⅱ. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンス体制

(1) 野村グループ倫理規程の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンス体制の整備

執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

① 執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

② 執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 反社会的勢力との関係断絶

野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3 ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。
- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。

- ① 内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ② コンプライアンス体制の整備運用状況
 - ③ リスク管理状況
 - ④ 四半期毎の決算の概要および重要事項(重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。)
 - ⑤ コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
 - (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議に対しても報告を行う。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
 - ① 野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
 - ② 野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③ 規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に對して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。

(6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

(1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。

(2) 執行役は、執行役員職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。

(3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

(4) 経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

5. 情報の保存および管理に関する体制

(1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な

情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

6. 内部監査体制

(1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。

(2) 内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。

(3) 執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3カ月に1回以上報告を行う。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

(1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。

(2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

第111期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位:百万円)

科 目	当 期 (2015年3月31日)	前 期 (2014年3月31日)	科 目	当 期 (2015年3月31日)	前 期 (2014年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	2,096,596	2,189,310	短 期 借 入	662,256	602,131
現金および現金同等物	1,315,408	1,489,792	支払債務および受入預金	3,398,600	2,836,873
定期預金	328,151	363,682	顧客に対する支払債務	723,839	492,516
取引所預託金およびその他の顧客分別金	453,037	335,836	顧客以外に対する支払債務	1,454,361	1,230,176
貸付金および受取債権	2,948,424	2,570,678	受入銀行預金	1,220,400	1,114,181
貸付金	1,461,075	1,327,875	担 保 付 調 達	15,379,803	17,111,999
顧客に対する受取債権	187,026	64,070	買戻条件付売却有価証券	12,217,144	13,937,690
顧客以外に対する受取債権	1,303,576	1,181,742	貸付有価証券担保金	2,494,036	2,359,809
貸倒引当金	△3,253	△3,009	その他の担保付借入	668,623	814,500
担 保 付 契 約	16,719,520	17,347,001	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	10,044,236	11,047,285
売戻条件付買入有価証券	8,481,474	9,617,675	そ の 他 の 負 債	1,217,099	1,141,750
借入有価証券担保金	8,238,046	7,729,326	長 期 借 入	8,336,296	8,227,063
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	17,308,848	18,714,314	負 債 合 計	39,038,290	40,967,101
トレーディング資産	17,260,121	18,672,318	コミットメントおよび偶発事象		
プライベート・エクイティ投資	48,727	41,996	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,709,848	2,699,011	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (2015年3月31日現在383,992百万円、 2014年3月31日現在350,820百万円 の減価却累計額控除後)	401,069	408,917	授権株式数 6,000,000,000株		
トレーディング目的以外の負債証券	948,180	1,023,746	発行済株式数		
投資持分証券	159,755	136,740	2015年3月31日現在 3,822,562,601株		
関連会社に対する投資および貸付金	378,278	345,434	2014年3月31日現在 3,822,562,601株		
そ の 他	822,566	784,174	発行済株式数(自己株式控除後)		
資 産 合 計	41,783,236	43,520,314	2015年3月31日現在 3,598,865,213株		
			2014年3月31日現在 3,717,630,462株		
			資 本 剰 余 金	683,407	683,638
			利 益 剰 余 金	1,437,940	1,287,003
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	143,739	20,636
			自 己 株 式 (取 得 価 額)	△ 151,805	△ 72,090
			自 己 株 式 数		
			2015年3月31日現在 223,697,388株		
			2014年3月31日現在 104,932,139株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,707,774	2,513,680
			非 支 配 持 分	37,172	39,533
			資 本 合 計	2,744,946	2,553,213
			負 債 ・ 資 本 合 計	41,783,236	43,520,314

第111期連結損益計算書 (前期数値はご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	前 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)
委託・投信募集手数料	453,401	473,121
投資銀行業務手数料	95,083	91,301
アセットマネジメント業務手数料	203,387	168,683
トレーディング損益	531,337	476,356
プライベート・エクイティ投資関連損益	5,502	11,392
金融収益	436,766	416,350
投資持分証券関連損益	29,410	15,156
その他	175,702	179,485
収益合計	1,930,588	1,831,844
金融費用	326,412	274,774
収益合計(金融費用控除後)	1,604,176	1,557,070
人件費	596,593	570,058
支払手数料	129,977	111,849
情報・通信関連費用	192,300	192,168
不動産関係費	76,112	80,142
事業促進費用	35,230	38,485
その他	227,205	202,754
金融費用以外の費用計	1,257,417	1,195,456
税引前当期純利益	346,759	361,614
法人所得税等	120,780	145,165
当期純利益	225,979	216,449
差引: 非支配持分に 帰属する当期純利益	1,194	2,858
当社株主に帰属する当期純利益	224,785	213,591

第111期連結資本勘定変動表 (前期数値はご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	前 期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)
資 本 金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資 本 剰 余 金		
期首残高	683,638	691,264
自己株式売却損益	△ 2,417	△ 7,647
新株予約権の付与および行使	2,186	△ 210
子会社株式の購入・売却等	—	231
期末残高	683,407	683,638
利 益 剰 余 金		
期首残高	1,287,003	1,136,523
当社株主に帰属する当期純利益	224,785	213,591
現金配当	△ 68,627	△ 63,111
自己株式売却損益	△ 5,221	—
期末残高	1,437,940	1,287,003
累積的その他の包括利益		
為替換算調整額	27,704	△ 38,875
当期純変動額	105,667	66,579
期末残高	133,371	27,704
確定給付年金制度	△ 18,809	△ 28,518
年金債務調整額	3,405	9,709
期末残高	△ 15,404	△ 18,809
トレーディング目的以外の有価証券	11,741	9,998
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	14,031	1,743
期末残高	25,772	11,741
期末残高	143,739	20,636
自 己 株 式		
期首残高	△ 72,090	△ 70,514
取得	△ 104,047	△ 32,511
売却	3	9
従業員に対する発行株式 その他の増減(純額)	24,226 103	30,127 799
期末残高	△ 151,805	△ 72,090
当社株主資本合計	2,707,774	2,513,680
非 支 配 持 分		
期首残高	39,533	24,612
現金配当	△ 39	△ 40
非支配持分に帰属する当期純利益	1,194	2,858
非支配持分に帰属する累積的 その他の包括利益	4,820	1,511
為替換算調整額	4,931	506
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	4,889	341
子会社株式の購入・売却等(純額)	△ 18,156	9,745
期末残高	37,172	39,533
資 本 合 計		
期末残高	2,744,946	2,553,213

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	原		尚	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第111期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第111期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2015年5月18日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。また、「Ⅱ-6. その他株式に関する重要な事項」に記載のとおり、2015年5月19日、当社は自己株式の取得について決議しております。

2015年5月19日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 藤 沼 亜 起 ㊞

監査委員 兼 元 俊 徳 ㊞

監査委員 鈴 木 裕 之 ㊞

(注) 藤沼亜起および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第111期末貸借対照表 (2015年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,776,082	流動負債	1,159,166
現金および預金	4,498	短期借入金	525,347
譲渡性預金	3,200	1年内償還予定の社債	469,662
金銭の信託	1,924	貸借取引担保金	65,351
短期貸付金	3,626,686	未払法人税等	7
未収入金	81,983	賞与引当金	2,675
繰延税金資産	759	その他	96,124
その他	57,032	固定負債	3,387,449
固定資産	2,865,640	社債	1,340,240
有形固定資産	35,624	長期借入金	2,027,143
建物	12,799	繰延税金負債	18,222
器具備品	14,198	その他	1,845
土地	8,627	負債合計	4,546,615
無形固定資産	124,959	純資産の部	
ソフトウェア	124,958	科目	金額
その他	0	株主資本	1,971,421
投資その他の資産	2,705,058	資本金	594,493
投資有価証券	154,275	資本剰余金	559,676
関係会社株式	2,001,103	資本準備金	559,676
その他の関係会社有価証券	5,964	利益剰余金	967,039
関係会社長期貸付金	469,552	利益準備金	81,858
長期差入保証金	26,441	その他利益剰余金	885,181
その他	47,756	繰越利益剰余金	885,181
貸倒引当金	△32	自己株式	△149,788
		評価・換算差額等	79,014
		その他有価証券評価差額金	58,665
		繰延ヘッジ損益	20,349
		新株予約権	44,673
		純資産合計	2,095,108
資産合計	6,641,723	負債・純資産合計	6,641,723

第111期損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	金額
営業収益		461,912
資産利用料	113,546	
不動産賃貸収入	31,628	
商標使用料	22,553	
関係会社受取配当金	234,580	
関係会社貸付金利息	46,931	
その他の売上高	12,674	
営業費用		227,074
人件費	33,777	
不動産関係費	42,568	
事務費	58,385	
減価償却費	38,131	
租税公課	1,893	
その他の経費用	4,042	
金融費用	48,279	
営業利益		234,838
営業外収益		4,394
営業外費用		3,713
経常利益		235,519
特別利益		88,755
投資有価証券売却益	6,740	
関係会社減資払戻差額	25,752	
関係会社清算益	53,828	
新株予約権戻入益	2,437	
特別損失		5,979
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	3	
固定資産除却損	5,762	
減損損失	213	
税引前当期純利益		318,295
法人税、住民税および事業税		△26,699
法人税等調整額		50,178
当期純利益		294,816

第111期株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
株主資本		
資本金		
当期首残高	594,493	
当期末残高		594,493
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
資本剰余金合計		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	81,858	
当期末残高		81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	2	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	
当期変動額合計		△2
当期末残高		—
繰越利益剰余金		
当期首残高	653,319	
当期変動額		
剰余金の配当	△55,317	
固定資産圧縮積立金の取崩	2	
当期純利益	294,816	
自己株式の処分	△7,639	
当期変動額合計		231,862
当期末残高		885,181
利益剰余金合計		
当期首残高	735,179	
当期変動額		
剰余金の配当	△55,317	
当期純利益	294,816	
自己株式の処分	△7,639	
当期変動額合計		231,860
当期末残高		967,039

科 目	金	額
自己株式		
当期首残高	△69,967	
当期変動額		
自己株式の取得	△104,047	
自己株式の処分	24,227	
当期変動額合計		△79,820
当期末残高		△149,788
株主資本合計		
当期首残高	1,819,381	
当期変動額		
剰余金の配当	△55,317	
当期純利益	294,816	
自己株式の取得	△104,047	
自己株式の処分	16,588	
当期変動額合計		152,040
当期末残高		1,971,421
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	38,071	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,594	
当期変動額合計		20,594
当期末残高		58,665
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	16,878	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,471	
当期変動額合計		3,471
当期末残高		20,349
評価・換算差額等合計		
当期首残高	54,949	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,065	
当期変動額合計		24,065
当期末残高		79,014
新株予約権		
当期首残高	43,946	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	727	
当期変動額合計		727
当期末残高		44,673
純資産合計		
当期首残高	1,918,276	
当期変動額		
剰余金の配当	△55,317	
当期純利益	294,816	
自己株式の取得	△104,047	
自己株式の処分	16,588	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,792	
当期変動額合計		176,832
当期末残高		2,095,108

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	重	忠	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯	原		尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第111期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行爲または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第111期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2015年5月18日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに当社子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。また、「Ⅱ-6. その他株式に関する重要な事項」に記載のとおり、2015年5月19日、当社は自己株式の取得について決議しております。

2015年5月19日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 藤 沼 亜 起 ㊞

監査委員 兼 元 俊 徳 ㊞

監査委員 鈴 木 裕 之 ㊞

(注) 藤沼亜起および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

株式事務のご案内

- ・ 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- ・ 定時株主総会：毎年6月中に開催
- ・ 株主名簿管理人/特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-232-711(東京)

0120-094-777(大阪)

【受付時間 平日 9:00～17:00】

※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、当社ホームページの

「株式等に関するお手続き」をご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索

111期 期末配当金のお支払いについて

第111期 期末(2015年3月31日基準日)配当金につきましては、2015年6月2日(火)よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2015年7月10日(金)までに、最寄のゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。

口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にてお受け取りいただけます。

①証券会社で受け取る

株式をお預けの証券会社で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。

②銀行口座で受け取る

ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、上記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 総務部

〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1

電話 03-5255-1000(代表)

株主総会会場のご案内

会場：ホテルオークラ東京 本館1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

電話 (03)3582-0111 (代表)



交通機関のご案内

地下鉄（東京メトロ）

- G 銀座線**
虎ノ門駅 3出口 より **入口A** 徒歩7分
- H 日比谷線**
神谷町駅 4b出口より 正面玄関 徒歩7分
- N 南北線・G 銀座線**
溜池山王駅 13出口より 正面玄関 徒歩7分
入口A 徒歩6分

駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

受付は、本館の**入口A** (宴会場入口)側に設けております。

お願い

- ・議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。